

## 日米地位協定の抜本的改正を求める意見書

今年1月に沖縄市で発生した、在沖米空軍軍属の男性による自動車衝突事故で、19歳の青年の尊い命が失われた。

那覇地方検察庁は、本件事故につき、加害者男性が「公務中の事故」のため、日本は裁判権を行使できないとして不起訴処分とした。

遺族並びに関係者からは、無念と怒りの声が上がっている。

一方、宜野湾市は、中央に米軍基地普天間飛行場を抱え、過去には少女暴行や凶悪な殺人事件、さらには、ヘリからの装備落下や2004年8月13日の沖縄国際大学への米軍ヘリCH-53D型機の墜落炎上事故等、事件・事故がたび重なり起きており、市民の不安と恐怖は計り知れないものがあり、このたびの異常な事件・事故の続発は看過できるものではない。

日米間の相互協力及び安全保障条約に基づく合衆国軍隊の地位等について規定した、現行の日米地位協定は、1960年の締結以降、これまで一度も改正がなされておらず、半世紀以上も経過した現在、もはや運用改善だけでは、米軍基地をめぐる諸問題の解決は不可能であり、日米地位協定を抜本的に改正し、日米両国が眞のパートナーシップを築けるよう同等の立場に立つこと以外、国際社会における日米間の強い絆を維持することは困難である。

よって、本市議会は、不平等きわまりない日米地位協定の抜本的改正はもとより、下記事項について、強く要請する。

### 記

1. 日米地位協定を抜本的に改正すること。
2. 日米両政府は、遺族並びに被害者への謝罪及び十分な補償を行うこと。
3. 米軍は、軍人軍属の綱紀粛正及び再発防止を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月10日

沖縄県宜野湾市議会

あて先

衆議院・参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、防衛大臣、  
沖縄及び北方対策担当大臣、外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長